

武蔵野市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年12月3日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

武蔵野市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和26年2月武蔵野市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
第7条の2 市長等の期末手当の額は、第3条に規定する給料月額と当該給料月額に100分の20を乗じて得た額とを合計した額に<u>100分の242.5</u>を乗じて得た額とする。 （旅費） 第16条 （略） 2 前項の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、車賃、日当、宿泊料及び特に必要と認めるときは航空賃並びに食事料とし、その額は別表第4による。	第7条の2 市長等の期末手当の額は、第3条に規定する給料月額と当該給料月額に100分の20を乗じて得た額とを合計した額に<u>100分の245</u>を乗じて得た額とする。 （旅費） 第16条 （略） 2 前項の旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当とし、その額は、次に掲げる費用の額のほか、武蔵野市一般職の職員の旅費に関する条例（令和 年 月武蔵野市条例第 号）の例による。 (1) 鉄道賃 公務のため特に必要とする場合は、特別車両料金 (2) 船賃 公務のため特に必要とする場合は、特別船室料金	字句の改正 項の改正

3 <u>本邦と外国との間における旅行について支給する旅費の種類及び額については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）中10級の職務にある者の例による。</u> 4 <u>旅費の支給方法は、武蔵野市一般職の職員の旅費について定められているものの例による。</u> <u>別表第1から別表第3まで 削除</u> <u>別表第4</u> （別添のとおり） <u>別表第5 削除</u>	(3) <u>宿泊費 1夜につき22,000円の範囲内の実費額</u> 3 <u>外国旅行の旅費は、前項の規定にかかわらず、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）中10級の職務にある者の相当額とする。</u> 4 <u>旅費の支給方法は、武蔵野市一般職の職員の旅費に関する条例の例による。</u>	字句の改正 字句の改正 字句の改正 別表の削除 別表の削除 別表の削除
--	---	---

付 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の武蔵野市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の規定は、令和7年12月1日から適用する。ただし、第16条、別表第1から別表第3まで、別表第4及び別表第5の改正は、令和8年4月1日から施行する。

（期末手当に関する特例措置）

- 令和7年12月に支給する期末手当に係る改正後の第7条の2の規定の適用については、同条中「100分の245」とあるのは「100分の247.5」とする。

（提案理由）

武蔵野市特別職の職員に係る期末手当の支給月数を変更するとともに、同職員の旅費の種目及び内容を改めるほか、所要の改正をするものである。

別表第4（第16条関係）

内国旅行旅費額表

日 当		宿 泊 料	食 事 料
宿泊を要しない出張	宿泊を要する出張		
3,000円	3,500円	16,500円	2,500円

備考

- 1 鉄道賃、船賃、車賃及び航空賃については、武蔵野市の一般職の職員について定められているものの例による。ただし、鉄道賃及び船賃の額及び種類については、国家公務員等の旅費に関する法律中指定職の職務にある者の相当額とする。
- 2 路程30キロメートル未満の宿泊を要しない出張の場合における日当は支給しない。
- 3 路程30キロメートル未満の宿泊を要する出張の場合における日当の額及び固定宿泊施設に宿泊しない場合における宿泊料の額は、それぞれ定額の3分の2に相当する額とする。